

議員提出議案第6号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月11日

渋川市議会議長 茂木弘伸様

提出者 議会運営委員会

委員長 望月昭治

別紙

議員提出議案第 6 号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

渋川市議会委員会条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「8 人」を「6 人」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「7 人」を「6 人」に改め、同項第 4 号中「2 1 人」を「1 7 人」に改める。

第 4 条第 2 項中「8 人」を「6 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 2 月 2 0 日から施行する。

理 由

議員定数の改定に伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数を変更しようとするものである。

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務市民常任委員会 <u>6人</u> ア～ケ （略） （2） 経済建設常任委員会 <u>6人</u> ア～オ （略） （3） 教育福祉常任委員会 <u>6人</u> ア・イ （略） （4） 予算常任委員会 <u>17人</u>（議長を除く。） ア （略）</p> <p>（議会運営委員会の設置） 第4条 （略） 2 議会運営委員の定数は、<u>6人</u>とする。 3 （略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務市民常任委員会 <u>8人</u> ア～ケ （略） （2） 経済建設常任委員会 <u>7人</u> ア～オ （略） （3） 教育福祉常任委員会 <u>7人</u> ア・イ （略） （4） 予算常任委員会 <u>21人</u>（議長を除く。） ア （略）</p> <p>（議会運営委員会の設置） 第4条 （略） 2 議会運営委員の定数は、<u>8人</u>とする。 3 （略）</p>